

事務連絡
令和8年4月13日

所管業界団体 各位宛

消費者庁参事官（公益通報・協働担当）

「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」と「公益通報者保護法に基づく指針（令和3年内閣府告示第118号）の解説」に係る
改正内容の公表等について

平素より、公益通報者保護制度の推進について、御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

昨年6月に公布された公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和7年法律第62号。以下「改正法」という。）が本年12月1日に施行されます。

今般、改正法を踏まえて、「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（令和3年8月20日内閣府告示第118号。以下「指針」という。）と、指針に沿った対応をとるに当たり参考となる考え方や具体例を記載した「公益通報者保護法に基づく指針（令和3年内閣府告示第118号）の解説」（以下「指針の解説」という。）について、下記のとおり改正いたしました。

併せて、小規模な事業者をはじめとした方々を支援するため、解説動画、内部規程のサンプル等を内容とする「内部通報制度導入支援キット」（以下「支援キット」という。）においても、法改正を踏まえて、各種サンプル（内部規程、従事者指定書及び従事者用受付票）の更新と、周知用ポスター（改正法、事業者内周知ポスター）や動画の作成を下記のとおり行いました。

各業界団体におかれましては、これまで、公益通報者保護制度に関する周知・啓発に関して御理解を賜ってきたところですが、今般改めて、改正法の施行に向けて、傘下会員企業等への周知方をお願いするとともに、各業界における改正法、指針を踏まえ、内部規程等の見直しを含め公益通報対応体制の整備等、公益通報者保護制度への適切な対応が行われるよう、何卒御協力賜りますこと、よろしく願いいたします。

記

- 改正法、指針の主な改正内容について
別紙参照
- 改正指針（令和8年12月1日施行）
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/overview/assets/consumer_partnerships_cms205_260331_01.pdf
- 改正指針の解説（令和8年12月1日施行）
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/overview/assets/consumer_partnerships_cms205_260331_03.pdf
- 支援キット
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/hajimete
- 説明会・研修会
御希望に応じ、貴団体が主催する会員向けの説明会・研修会（複数の団体での共催も可）に消費者庁の職員を講師として派遣させていただきます。
御希望がある場合は、末尾の担当まで連絡いただきますようお願いいたします。

（御参考）公益通報者保護法の制度内容についてのお問い合わせ先

名称	公益通報者保護制度相談ダイヤル（一元的相談窓口）
業務概要	公益通報者保護法の解釈や公益通報制度についての御質問（通報方法、通報者の保護要件、通報を行う際に想定される行政機関等）を受け付けるダイヤル
注意事項	個別の通報の受付は行っておりませんのでご注意ください。
電話番号	(03) 3507-9262
受付時間	平日 9:30～12:30、13:30～17:30 (土日祝日及び年末年始を除く)
URL	https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/contact

【連絡先】

消費者庁参事官（公益通報・協働担当）室
電話：03-3507-8800（代表）杉浦、岡村、倉本